

高津区制50周年記念事業広報制作等
委託業務

公募型プロポーザル募集要項

令和3年7月

川崎市高津区役所

令和4年度に高津区制50周年を迎えるにあたり、節目の年を記念するとともに50周年を1つの契機として地域におけるつながりづくり、区の魅力発信等を進め、市制100周年につなげることを目的とした区制50周年記念事業（以下「周年事業」という。）の実施を予定しています。

当該委託業務は周年事業の実施に向けた準備作業として、必要な広報制作物等の制作を行うとともに、制作過程を通じて周年事業の区民への周知、区民同士のつながりづくり等を図ることを目的とします。

※区民は区内在住・在勤・在学の方を含めます

< 手続日程（予定） >

参加意向申出締切	令和3年8月5日（木）
企画提案書等の提出締切	令和3年8月18日（水）
企画提案評価委員会の開催	令和3年8月25日（水）
審査結果通知	令和3年9月上旬

1 業務委託名

高津区制50周年記念事業広報制作等委託業務

2 業務委託内容

高津区制50周年事業を区民に周知するための広報物等2件（プロモーション動画、ロゴ）の制作にあたる企画立案、作成を行ってください。なお、詳細は「高津区制50周年記念事業広報制作に関する委託業務仕様書（企画提案用）」を参照してください。

< 企画提案に盛り込んでいただきたい内容 >

- ・ 企画立案の手法（企画検討の進め方、区内在住・在学・在勤の若者の意見反映方法、区民同士のつながりづくりのための仕掛け）
- ・ 制作物のテーマ
- ・ 制作物の具体的内容

3 履行期限

令和4年3月31日（木）まで

4 提案資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種・種目（業種コード：99その他業務 種目コード：99その他業務）に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日（5 企画提案評価委員会を参照）までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとします

5 企画提案評価委員会

提案の採否の審査及び評価をするために企画提案評価委員会を設置します。

(1) 提案内容の評価基準

別表「評価基準」参照

(2) 概要

日程	令和3年8月25日（水）14時～16時で1社当たり30分程度 ※参集時間は事業者ごとに異なりますので、別途、個別に通知します
参集場所	高津区役所2階 高津区役所まちづくり推進部企画課事務室 ※参集場所から会場等へは担当者がご案内します
会場	高津区役所会議室
内容	提案内容の説明（10分） 質疑応答（10分） ※プロジェクター等はありません

※事業者数が多い場合は、時間の短縮、日時の追加などを行う場合があります

6 担当部課

書類の配布場所並びに提出先及び当該プロポーザルの問い合わせ先は次のとおりです。

部署名	高津区役所まちづくり推進部企画課
所在地	〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
電話番号	044-861-3131
電子メール	67kikaku@city.kawasaki.jp
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日及び正午～午後1時を除く。)

7 参加意向申出書

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出してください。

必要書類	参加意向申出書（様式1） ※区ホームページにも掲載しています
提出期限	令和3年8月5日（木）
提出場所	6 担当部課と同じ
提出方法	郵送又は持参 ※郵送の場合は必着

8 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和3年8月11日（水）までに郵送で「提案資格確認結果通知書（様式2）」送付します。

提案資格確認結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

9 提案書等

「提案資格あり」と確認された者は、次のとおり提案書等を提出してください。

必要書類 ※いずれも 様式自由	①提案書：当該業務の企画提案内容、業務実績、予定技術者の経歴などを記載 ②見積書：積算根拠がわかるよう内訳を記載。税抜額、消費税額、税込額がそれぞれ分かるように記載。 ③事業者概要：事業者の理念、業務内容などがわかる資料（パンフレットなどで可）
提出期限	令和3年8月18日（水） ※郵送の場合は必着
提出場所	高津区役所まちづくり推進部企画課（〒213-8570 川崎市高津区下作延2丁目8番1号）
提出方法	郵送又は持参
提出部数	各10部

※提出された提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください

10 要請手続において使用する言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

11 契約書

契約書の作成を要します。受託者特定後、業務開始前までに発注者と協議の上契約手続きを行ってください。

12 関連情報照会窓口

関連情報を入手するための窓口は「6 担当部課」と同じです。

13 評価が同点の場合の措置

別表「評価基準」参照

14 その他

(1) 業務規模概算額

業務規模概算額は1,441,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）です。

(2) 提案書作成及び提出費用

提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(3) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和3年7月30日（金）までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和3年8月3日（火）までに電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

(4) 結果通知

評価結果は、採否に関わらず令和3年9月上旬までに文書で通知します。また、市ホームページでも公表します。

評価結果の理由について説明を希望する者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその旨を申し出てください。

高津区制50周年記念事業広報制作物等委託業務 評価基準

評価項目	項目別 配点	基準別 配点	評価基準	
			内容	主な細目
技術提案	60	10	高津区制50周年事業の内容に寄与するような提案か	<ul style="list-style-type: none"> ・高津区50周年を記念する内容となっているか ・区民に区制50周年を意識づける内容となっているか ・市制100周年やその先を見据えた内容となっているか ・広報制作物を通して区の魅力を区民に伝える内容となっているか
		15	これからのコミュニティ施策の推進に向けた内容となっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・広報制作を通じて区民同士のつながりづくりを進めることができる内容となっているか
		15	次世代を担う若者の意見を反映する仕組みとなっているか	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案において若者の意見を反映するための仕掛けに創意工夫があるか
		10	専門的知識、経験等に基づいているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報関係制作に関する専門的知識、経験を有しているか ・国内外の先進事例などの知識があるか
		10	提案内容に独自の工夫があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事業者にはない提案があるか ・事業者の強みが活かされているか ・実現可能な提案になっているか
業務実績	10	10	類似業務の実績があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市で類似の業務実績があるか ・本市で広報制作等の実績があるか
業務遂行能力 (予定技術者の 経歴等)	30	10	業務の目的、内容などを理解しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高津区制50周年事業の目的、内容を理解しているか
		10	業務に対して積極的に取り組む姿勢があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・説明に意欲が感じられるか ・説明は論理的で説得力があるか
		10	実施が可能な体制・積算内容になっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、スケジュールなど提案に具体性があるか ・内容に対して見積金額は適正か

【最低基準点】全委員の評価点を平均した点数が60点に達しない事業者は、受託者として特定しない。

【業務規模概算額】見積金額が業務規模概算額を超えている事業者は、受託者として特定しない。

【同点の場合の措置】「技術提案」の点数の高さで、「技術提案」も同点の場合は「業務遂行能力」の点数の高さで、「業務遂行能力」も同点の場合は見積金額が低い事業者を特定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きで特定する。